ニ　指標基準省令第一条第七項に規定するばら積貨物船（以下「ばら積貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが二万トン以上のもの　$817.5215Dw^{-0.477}$

(2)　Dwが一万トン以上二万トン未満のもの　$961.79Dw^{-0.477}\left(0.95-0.1\frac{Dw-10,000}{10,000}\right)$

ホ　指標基準省令第一条第八項に規定するコンテナ船（以下「コンテナ船」という。）（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが一万五千トン以上のもの　$148.087Dw^{-0.201}$

(2)　Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの　$174.22Dw^{-0.201}\left(0.95-0.1\frac{Dw-10,000}{5,000}\right)$

ヘ　指標基準省令第一条第九項に規定する冷凍運搬船（以下「冷凍運搬船」という。）（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが五千トン以上のもの　$192.9585Dw^{-0.244}$

(2)　Dwが三千トン以上五千トン未満のもの　$227.01Dw^{-0.244}\left(0.95-0.1\frac{Dw-3,000}{2,000}\right)$

ト　指標基準省令第一条第十二項に規定する一般貨物船（以下「一般貨物船」という。）（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが一万五千トン以上のもの　$91.358Dw^{-0.216}$

(2)　Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの　$107.48Dw^{-0.216}\left(0.95-0.1\frac{Dw-3,000}{12,000}\right)$

二　平成二十七年一月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十七年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であって、平成三十年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの　次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ　タンカー等（Dwが二万トン以上のものに限り、ロに掲げるものを除く。）　$1,133.484Dw^{-0.488}$

ロ　タンカー等（Dwが二万トン以上のもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）　$1,133.67Dw^{-0.488}$

ハ　液化ガスばら積船（Dwが一万トン以上のものに限る。）　$1,041.6Dw^{-0.456}$

ニ　ばら積貨物船（Dwが二万トン以上のものに限る。）　$894.4647Dw^{-0.477}$

ホ　コンテナ船（Dwが一万五千トン以上のものに限る。）　$162.0246Dw^{-0.201}$

ヘ　冷凍運搬船（Dwが五千トン以上のものに限る。）　$211.1193Dw^{-0.244}$

ト　一般貨物船（Dwが一万五千トン以上のものに限る。）　$99.9564Dw^{-0.216}$

三　前二号に掲げる船舶以外の船舶　次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ　タンカー等（次に掲げるものに限り、ロに掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが二万トン以上のもの　$1,072.544Dw^{-0.488}$

(2)　Dwが四千トン以上二万トン未満のもの　$1,218.8Dw^{-0.488}\left(0.98-0.1\frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$

ロ　タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが二万トン以上のもの　$1,072.72Dw^{-0.488}$

(2)　Dwが四千トン以上二万トン未満のもの　$1,219Dw^{-0.488}\left(0.98-0.1\frac{Dw-4,000}{16,000}\right)$

ハ　液化ガスばら積船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが一万トン以上のもの　$985.6Dw^{-0.456}$

(2)　Dwが二千トン以上一万トン未満のもの　$1,120Dw^{-0.456}\left(0.98-0.1\frac{Dw-2,000}{8,000}\right)$

ニ　ばら積貨物船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが二万トン以上のもの　$846.3752Dw^{-0.477}$

(2)　Dwが一万トン以上二万トン未満のもの　$961.79Dw^{-0.477}\left(0.98-0.1\frac{Dw-10,000}{10,000}\right)$

ホ　コンテナ船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが一万五千トン以上のもの　$153.3136Dw^{-0.201}$

(2)　Dwが一万トン以上一万五千トン未満のもの　$174.22Dw^{-0.201}\left(0.98-0.1\frac{Dw-10,000}{5,000}\right)$

ヘ　冷凍運搬船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが五千トン以上のもの　$199.7688Dw^{-0.244}$

(2)　Dwが三千トン以上五千トン未満のもの　$227.01Dw^{-0.244}\left(0.98-0.1\frac{Dw-3,000}{2,000}\right)$

ト　一般貨物船（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが一万五千トン以上のもの　$94.5824Dw^{-0.216}$

(2)　Dwが三千トン以上一万五千トン未満のもの　$107.48Dw^{-0.216}\left(0.98-0.1\frac{Dw-3,000}{12,000}\right)$